

大規模停電発生時における危機管理センターの対応について

2011年6月29日

内閣官房（安危）

1. 体制の基準

大規模停電のおそれがあるとき、又は大規模停電が発生したときには、下記（1）～（4）の基準を参考に、危機管理監が危機管理センターにおける体制を判断する（なお、計画停電のみによる停電は除く）。

（1）情報収集体制の強化（安危要員を数名程度配置）

- 電力需給逼迫警報の発令時において、需要がピークとなる前後の時間帯

（2）情報連絡室の設置

- 100万kW（東京23区50万kW、沖縄県30万kW）以上の規模の需要減少（概ね50万～100万戸程度の停電が見込まれる）

※ 上記の数値は、電力事業者が情報集約センターに連絡する基準

※ なお、H18首都圏停電は216万kWで情報連絡室を設置

（3）官邸連絡室の設置（下記①又は②）

- ① 500万kW以上の規模の需要減少（概ね250万～500万戸程度の停電）
- ② 情報連絡室の設置事案において、国民生活に重大な影響が見込まれるとき

（4）官邸対策室の設置及び緊急参集チームの招集（下記①又は②）

- ① 1000万kW以上の規模の需要減少（概ね500万～1000万戸程度の停電）
- ② 情報連絡室又は官邸連絡室の設置事案において、国民生活に深刻な影響が見込まれるとき

（注）大規模停電の原因となった事案の規模に応じて別途体制の判断がなされる。

2. 緊急参集チームのメンバー

内閣府 政策統括官（防災担当）
警察庁 警備局長
総務省 大臣官房長
消防庁 次長
外務省 危機管理審議官
文部科学省 科学技術・学術政策局長
厚生労働省 技術総括審議官

資源エネルギー庁 次長

原子力安全・保安院 院長

国土交通省 危機管理・運輸安全政策審議官

防衛省 運用企画局長

(停電エリアに原子力発電所が立地する場合) 原子力安全委員会 事務局長

(銀行システム、証券取引停止等の被害がある場合) 金融庁 総括審議官

(3) 情報収集する項目(例)(時間的優先度が高いものから順に記載)

- ・ 停電の原因・範囲、復旧の目処(原子力安全・保安院、需給逼迫による大規模停電は資源エネルギー庁)
- ・ 原子力関連施設の状況確認(原子力安全・保安院)
- ・ 鉄道の運行状況、帰宅困難者数、確保可能な避難所数の確認(国交省、警察庁、厚労省、内閣府)
- ・ 行政機関における業務障害の状況確認(官邸、警察庁、消防庁、防衛省、文科省、総務省ほか)
- ・ エレベーターの閉じ込め件数の確認と救出状況の確認(警察庁、消防庁)
- ・ 道路信号の消灯箇所、交通渋滞・事故の確認(警察庁)
- ・ 電話、テレビ局・ラジオ局の状況確認(総務省)
- ・ 金融機関(銀行システム、ATM、証券取引システム)の状況の確認(金融庁)
- ・ 医療機関の状況の確認(厚労省)
- ・ 断水の状況の確認(厚労省)

(4) 初動において対処すべき重要な事項(例)

- ・ 迅速な情報収集、情報の迅速な公表(停電の状況、復旧の見通し等)
- ・ 鉄道等の運休に伴う帰宅困難者のための一時避難所の確保、及び避難所に関する情報の迅速な公表
- ・ 停電に伴う事故・被害への対応
- ・ エレベーターの閉じ込め救出、交通渋滞等への対応
- ・ 官房長官による状況説明、国民への呼びかけ

以上